

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-1 4R社会の実現

01 Let's 4R実践拡大事業

施策

1 事業の目的

循環型社会の形成を目指したごみの減量リサイクルを一層加速させていくため、市町村・民間団体・事業者等の幅広い取組支援や連携強化により4R実践活動を推進する。

2 事業の内容

(1) 4R実践活動の拡大

ア 食品ロス削減に向けた取組展開【拡充】

民間団体や飲食店等の協力店と連携した食べきり運動の推進、可燃ごみに含まれる食べ残し等の組成調査等を実施し、家庭や事業所の食品ロス削減に向けて、全県的な取組を展開する。

イ 簡易包装推進運動の展開

スーパー、コンビニ等の協力店で、マイバッグ持参、詰替え商品等の簡易包装などを推進する「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施する。

ウ リユース実践の展開【新設】

持続可能なリユースシステムの構築に向けたモデル事業を実施し、定着方策の検討を行う。

エ 民間団体等の実践活動推進【拡充】

- ・民間団体が取り組む4R実践活動について、食品ロス削減につながるエコクッキングや食べきり、容器包装ごみの削減につながる過剰包装辞退等の環境にやさしい買い物などの取組を実践内容に追加し、普及啓発を行う。(補助率: 2分の1、限度額: 500千円)
- ・新たに減量、コスト削減等の効果を調査・推計して見える化を図る。(民間団体への委託実施)
- ・鳥取環境大学と連携し「とっとり流生ごみコンポスト」の推進を図る。

(2) 市町村等の取組支援

地域の実情に応じた減量リサイクルを加速化するため、生ごみの減量化、リユース食器の利用普及、小型家電・焼却灰等のリサイクルなど、4Rの推進に取り組む市町村等を幅広く支援する。

区分	内容
対象者	・市町村等(広域連合、一部事務組合を含む)
対象事業	・4R社会の実現に向けて取組む事業であって、新たに実施又は取組を拡大するもの ※平成27年度から、リフューズ・リデュース・リユース(3R)を広げていくため、リサイクルの取組を実施する場合は、リサイクル以外の減量化の取組とセットで実施することを義務付ける。
対象経費	・新たな分別等に関する住民意識調査、収集運搬経費 ・リサイクル技術等の検討調査経費、施設及び設備導入経費 等
補助率等	・ソフト事業2分の1、ハード事業3分の1 ・限度額: 20,000千円。但し、ソフト事業は5,000千円(広域連合等は10,000千円)

(3) ごみ減量リサイクル拡大会議を通じた連携強化

実践団体、事業者、行政等が一堂に会し、食品ロス削減、簡易包装・リユース推進に向けた展開やとっとり流コンポストの普及等について意見交換を行う。

3 事業の現状及び課題

- ・民間団体、大学と連携した4R実践活動の拡大や市町村等によるリサイクルシステムの構築等によりリサイクルは進展してきた。
- ・今後は、リサイクル推進に加え、リフューズ・リデュース・リユースの取組を強化する。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-1 4R社会の実現

02 建設リサイクル法による再資源化の推進

施策

1 事業の目的

再資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を促進することにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

建設リサイクル法によるパトロール(直営)

3 事業の現状及び課題

毎年数件ではあるが無届工事や無許可業者による解体工事実施などの摘発事例が出ている。
法律の目的・効果等を広くPRLしていく必要があると思われる。

連絡先

県土整備部 技術企画課 技術調査担当 電話0857-26-7808

参考URL

鳥取県技術企画課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32672>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

01 リサイクル産業事業化促進事業

施策

1 事業の目的

県内の新たなリサイクルビジネスの創出を促進するため、(公財)鳥取県産業振興機構にコーディネーターを設置し、リサイクル産業に関する事業化を支援する。

2 事業の内容

(公財)鳥取県産業振興機構西部支部にリサイクル産業事業化促進コーディネーター1名を配置するため、同機構への配置に必要な経費を補助する。

3 事業の現状及び課題

リサイクルビジネスを確立するためには、技術開発から販路開拓までのノウハウを持っている産業振興機構が主体となりサポートする仕組みが必要。

連絡先

商工労働部 経済産業総室 産業振興室 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県商工労働部経済産業総室webサイトより
「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

02 リサイクル技術・製品実用化事業

施策

1 事業の目的

リサイクルビジネスの創出及び新技術・新商品の研究開発等を支援することにより、県内リサイクル産業を活性化させる。

2 事業の内容

(1)リサイクル技術・製品実用化事業
企業、大学等が行う廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに資する技術・製品開発等に助成。

- ・製品開発型 500万円(補助率3分の2)×2件
- ・事業強化型 700万円(補助率3分の2)×1件

(2)リサイクル産業活性化事業

県や国等のリサイクルビジネスに係る支援制度等をHPにて紹介

3 事業の現状及び課題

(1)リサイクルビジネスに係る企業等の開発に伴うリスクを軽減し、研究開発意欲を喚起するための支援が必要であり、特許等の先行取得が本県環境産業発展のカギとなっている。

(2)同時にリサイクル技術や製品の開発だけに留まらず、開発成果を活用し事業展開していくことが必要。

連絡先

商工労働部 経済産業総室 産業振興室 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県商工労働部経済産業総室webサイトより
「リサイクル技術や製品の開発支援」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27151>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

03 環境産業整備促進事業

施策

1 事業の目的

廃棄物を利活用するための施設・設備等のインフラを整備する企業が金融機関から融資を受ける際に、県から利子補給を行うことで、県内の廃棄物のリサイクルに取り組む企業を支援する。

2 事業の内容

県内廃棄物の適正処理及びリサイクルを行うための施設・設備の整備に係る経費を融資する。

○融資条件

項目	内容	
融資条件	限度額	事業に要する経費で1億円まで(特認2.8億円)
	資金使途	施設・設備の整備費
	期間	10年以内(うち据置2年以内)
	貸付利率	1.66%(変動金利)
	信用保証	全て鳥取県信用保証協会の保証を必要とする。
	信用保証料	年0.45%~1.08%(弾力化料率)
	償還方法	割賦均等償還

3 事業の現状及び課題

県内の廃棄物の再生利用・減量化率は96%(平成23年度実績)となっているが、県内最終処分場の残余容量が減少しつつあり、また、管理型最終処分場がないため、一層の減量化及びリサイクルを促進する必要がある。

連絡先

商工労働部 経済産業総室 産業振興室 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県商工労働部経済産業総室webサイトより
「環境産業支援資金融資のご案内」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=30489>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

04 リサイクルビジネスモデル支援事業

施策

1 事業の目的

優れた技術・製品・計画などを有する県内のリサイクル企業等が、これまで市場性や収益性の面からリサイクルビジネスとしての成立が困難とされた分野において、新たなリサイクルビジネスモデルを創出することを目的とした事業に係る費用を助成

2 事業の内容

○応募資格

県内に所在するリサイクルを行う企業(企業又はその組合をいう。以下同じ。)(新規にリサイクル産業に参入する企業を含む)及びリサイクル機器製造関連企業で、助成対象となる事業を行うもの

○助成対象

補助事業	補助率	限度額
県内のリサイクルを行う企業及びリサイクル機器製造関連企業が行う次の事業。 (1)リサイクルビジネス調査事業 市場動向、競争状況、顧客ニーズ、製品活用、コスト比較等の調査事業及びこれらを含む調査委託事業 (2)トライアル調査実施事業 新しいリサイクルビジネスモデルを構築するための実証実験を行う事業	3分の2	200万円

3 事業の現状及び課題

一定の地域内において新たにリサイクルビジネスを行うには、そのリサイクル対象物の地域内での現状(排出箇所それぞれのサイトでの排出量や現在の処理費用、運搬コストなど)を詳細に把握し、量・コスト等の面でビジネスとして成立する仕組みを作る必要がある。

また、事業化においては再資源化物の利用箇所の確保(出口対策)が問題となり、再資源化物の販路開拓などには十分な事前調査を行う事が必須。しかし、中小企業にとって経費負担が大きく、十分な調査が出来ていない。

排出事業者にとっては既存の分別・廃棄物処理方法を変えることになるため、現況とリサイクルに取り組んだ場合とを比較して、メリットを示すことが必要。

連絡先

商工労働部 経済産業総室 産業振興室 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県商工労働部経済産業総室webサイトより
「リサイクルビジネスモデル支援事業補助金」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=155461>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

05 リサイクル製品普及・販売促進事業

施策

1 事業の目的

持続可能な循環型社会の構築に必要な「リサイクル推進」の課題の一つである「リサイクル製品の需要」(出口)を確保するため、グリーン商品の認定やリサイクル製品のPRを充実させるなどして販売を促進する。

2 事業の内容

(1)リサイクル製品販売促進事業

リサイクル製品の需要を確保するため、県外の展示会・見本市への出展及び展示後のフォローアップ等に要する経費の補助

(2)県認定グリーン商品普及促進事業

ア 安全なリサイクル製品の製造を誘導するため、グリーン商品として認定し、県内外でより多くの需要の確保。

イ 鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会の展示会出展経費等への補助、後援。

3 事業の現状及び課題

県内で製造されるリサイクル製品の多くが公共工事に依存しているが、公共工事の減少などにより、十分な需要が確保できていない。

連絡先

商工労働部 経済産業総室 産業振興室 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県商工労働部経済産業総室webサイトより
「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

06 下水汚泥等に含まれるリン資源の再生利用に関する研究

施策

1 事業の目的

下水汚泥等に含まれるリン資源の有効利用の推進を目的とし、リンやエネルギー回収技術の開発を行う。

2 事業の内容

- (1) 廃石膏を利用したリン回収技術を開発し、従来よりも低コストの回収技術を確立する。
- (2) 微生物燃料電池の基質として下水汚泥又は脱離液を利用し、エネルギー回収を伴う新規の汚泥・排水処理技術について検討を進める。

3 事業の現状及び課題

我が国はリン資源の全量を海外に依存し、リン資源の枯渇は県内外の農業生産や再生可能エネルギーであるバイオエネルギー等の普及の取組みに影響を与える。
下水汚泥の焼却灰には、リンが高濃度で含まれており、リン資源としての活用が期待されるものの、回収利用は十分に進んでいない。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイト:<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

07 使用済み太陽電池パネルのリサイクルに関する研究

施策

1 事業の目的

有用金属及び有害金属が使用されている太陽電池パネルの適正な処理方法及びリサイクル方法の構築を目的とする。

2 事業の内容

- (1)太陽電池パネルの種類毎の重金属・有用金属の把握、簡易分析法の開発
- (2)金属の分離技術の開発
- (3)ガラス再生製品の試作及び環境安全性評価

3 事業の現状及び課題

再生エネルギーの全量買取制度により、太陽光発電設備の導入が進んでいる一方で、太陽電池パネルのリサイクルシステムは確立されていない。
太陽電池パネルを適正に処理、リサイクルする上で、有害重金属の安全性確保、有価金属回収、主たる素材であるガラスの再利用技術の確立が必要である。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイト:<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

08 レアメタル等希少金属の再資源化に関する研究

施策

1 事業の目的

廃小型家電、ガラス類等に含まれるレアメタル等の希少金属のリサイクルを目的として、新規のリサイクル技術を開発を行う。

2 事業の内容

- (1) 廃電子基板中の素子に含まれる希少金属の分析
- (2) 還元分相、揮発分離を利用した金属分離・濃縮技術の確立
- (3) 湿式法による希少金属の回収

3 事業の現状及び課題

廃小型家電には、レアメタル等希少金属が集積している。現在、一般家庭からは不燃ごみ等として廃棄され、鉄、アルミ等を除き、希少金属はリサイクルされていない。そこで、廃小型家電等から、多様な希少金属を回収、適正なりサイクルを進めるため、新規の分離・回収技術の開発が必要とされている。
そこで揮発分離法、湿式法による貴金属の分離技術の開発等を進める。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイト:<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

09 ブラウン管ファンネルガラスのリサイクル技術実証化研究事業

施策

1 事業の目的

廃ブラウン管ファンネルガラスを再資源化するため、これまでに確立した鉛ガラスから鉛を分離する技術について、連続的な処理施設を設置し、実証研究を行う。

2 事業の内容

- (1) ファンネルガラスから鉛を揮発分離する技術について、連続処理により実証研究を行う。
- (2) 実証研究においては、分離技術の実証と課題の抽出を行い技術の完成度を向上させるとともに、鉛回収物及び再生ガラス材の品質の評価とリサイクル手法を確立する。
- (3) 経済性の分析により事業の実施性や課題について整理する。

3 事業の現状及び課題

これまでの実験室内での研究により、ブラウン管ファンネルガラスからほぼ100%の鉛を揮発分離する技術を確立した。
今後は技術の完成度を高めて実用化を目指すため、実証試験を行う必要があり、連続処理が可能な実証施設を設置し、鉛の揮発分離の実証を行う。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイト:<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-3 低炭素社会との調和

01 Let's 4R実践拡大事業〔再掲(紙おむつの資源化)〕

施策

1 事業の目的

循環型社会の形成を目指したごみの減量リサイクルを一層加速させていくため、市町村・民間団体・事業者等の幅広い取組支援や連携強化により4R実践活動を推進する。

2 事業の内容

(1) 4R実践活動の拡大

ア 食品ロス削減に向けた取組展開【拡充】

民間団体や飲食店等の協力店と連携した食べきり運動の推進、可燃ごみに含まれる食べ残し等の組成調査等を実施し、家庭や事業所の食品ロス削減に向けて、全県的な取組を展開する。

イ 簡易包装推進運動の展開

スーパー、コンビニ等の協力店で、マイバッグ持参、詰替え商品等の簡易包装などを推進する「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施する。

ウ リユース実践の展開【新設】

持続可能なリユースシステムの構築に向けたモデル事業を実施し、定着方策の検討を行う。

エ 民間団体等の実践活動推進【拡充】

- ・民間団体が取り組む4R実践活動について、食品ロス削減につながるエコクッキングや食べきり、容器包装ごみの削減につながる過剰包装辞退等の環境にやさしい買い物などの取組を実践内容に追加し、普及啓発を行う。(補助率: 2分の1、限度額: 500千円)
- ・新たに減量、コスト削減等の効果を調査・推計して見える化を図る。(民間団体への委託実施)
- ・鳥取環境大学と連携し「とっとり流生ごみコンポスト」の推進を図る。

(2) 市町村等の取組支援

地域の実情に応じた減量リサイクルを加速化するため、生ごみの減量化、リユース食器の利用普及、小型家電・焼却灰等のリサイクルなど、4Rの推進に取り組む市町村等を幅広く支援する。

区分	内容
対象者	・市町村等(広域連合、一部事務組合を含む)
対象事業	・4R社会の実現に向けて取組む事業であって、新たに実施又は取組を拡大するもの ※平成27年度から、リフューズ・リデュース・リユース(3R)を広げていくため、リサイクルの取組を実施する場合は、リサイクル以外の減量化の取組とセットで実施することを義務付ける。
対象経費	・新たな分別等に関する住民意識調査、収集運搬経費 ・リサイクル技術等の検討調査経費、施設及び設備導入経費 等
補助率等	・ソフト事業2分の1、ハード事業3分の1 ・限度額: 20,000千円。但し、ソフト事業は5,000千円(広域連合等は10,000千円)

(3) ごみ減量リサイクル拡大会議を通じた連携強化

実践団体、事業者、行政等が一堂に会し、食品ロス削減、簡易包装・リユース推進に向けた展開やとっとり流コンポストの普及等について意見交換を行う。

3 事業の現状及び課題

- ・民間団体、大学と連携した4R実践活動の拡大や市町村等によるリサイクルシステムの構築等によりリサイクルは進展してきた。
- ・今後は、リサイクル推進に加え、リフューズ・リデュース・リユースの取組を強化する。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

01 一般廃棄物適正処理推進事業

施策

1 事業の目的

市町村が行う一般廃棄物行政について必要な助言等を行うとともに、一般廃棄物の処理状況等の調査を行い、市町村、県民への情報提供等を通じてごみ減量・リサイクルの普及啓発を図る。

2 事業の内容

- ・一般廃棄物処理に係る助言
- ・一般廃棄物処理施設整備に係る助言（循環型社会形成推進交付金の活用）
- ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等に関する業務
- ・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等合理化に関する特別措置法に関する業務
- ・一般廃棄物処理事業実態調査業務
- ・「一般廃棄物の処理事業の概況」等統計資料の作成

3 事業の現状及び課題

一般廃棄物の円滑な処理を推進するため、市町村による処理施設の整備、改良等が適時・適切に行われるよう、国の循環型社会形成推進交付金の十分な活用等について助言等を行っていく必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物・リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

循環型社会推進課webサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

02 産業廃棄物適正処理推進事業

施策

1 事業の目的

循環型社会を確立するため、

(1) 自主的な取組の推進

排出事業者に対し、産業廃棄物の減量・リサイクルを積極的に働きかけ、産業廃棄物の排出削減・リサイクルを図る。

(2) 法令による規制の徹底

廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理施設設置等の許認可を適正に行うとともに、廃棄物処理施設等への立入検査を徹底し、産業 廃棄物の適正処理を確保する。

2 事業の内容

(1) 自主的な取組の推進

・産業廃棄物実態調査により、排出量、リサイクル率、処理方法、将来予測を把握する。

・産業廃棄物実態調査の結果を踏まえ、排出事業者(特に多量排出事業者)に対しきめ細かい減量・リサイクルを働きかける。

(2) 法令による規制の徹底

・廃棄物処理法に基づく許認可申請(廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処理業の許可等)の審査を行う。

・産業廃棄物処理施設等に対する立入検査を実施する。

・廃棄物処理施設に立入検査を実施し、維持管理状況の確認、水質検査を実施する。

(3) 産業廃棄物処理業者実務研修会

・産業廃棄物処理業者を対象に廃棄物に関する知識や新しい制度等の情報を提供するための研修を行う。

3 事業の現状及び課題

・平成24年度の最終処分量21千トン、リサイクル率は76.1%となっており、鳥取県廃棄物処理計画の平成26年目標値(最終処分23千トン、リサイクル率76%)を達成しているところであるが、引続き排出量の多い多量排出事業者や建設業者を中心に、排出抑制及びリサイクルアップに向けたきめ細かい指導・助言を行っていく必要がある。

・産業廃棄物の適正処理を確保するため、優良な排出事業者・処理業者を育成するとともに、廃棄物処理施設等の監視・指導を徹底する必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7681

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

03 PCB廃棄物処理対策推進事業

施策

1 事業の目的

平成13年6月に「PCB廃棄物特別措置法」が施行されたことに伴い、保管事業者は平成28年7月までにPCB廃棄物を処理することが義務付けられた。

その後、平成24年12月に政令改正があり、処理期限が平成39年3月末に延長された。

県内のPCB廃棄物については、高濃度PCBについては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所において、低濃度PCBについては、国の無害化認定施設等で処理されることとされており、県内のPCB廃棄物の早期かつ計画的な処理を促進し、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

- (1) 独立行政法人環境再生保全機構が設置する中小企業者支援のための基金に資金を拠出
- (2) 平成26年度に創設した、「低濃度PCB汚染機器処理支援事業補助金」により、中小企業が行う低濃度PCB廃棄物の処理を推進する
- (3) 掘起こし調査及び普及啓発
 - ・平成26年度末から国のモデル事業によりPCB機器の掘起こし調査を実施しており、現地調査等を行い、新規把握事業者への適正処理等の指導を行う。
 - ・電気保安関係団体等とも連携を図りながら、使用中・保管中のPCB含有電気機器等の実態把握を行う
 - ・PCB廃棄物保管等届出の徹底、適正処理推進のための監視指導を行う
 - ・保管事業者や収集運搬業者に対し保管・運搬基準の遵守、指導を行う
 - ・届出書の縦覧、説明会の開催、ホームページによる普及啓発を行い県民、事業者等の理解の促進を図る

3 事業の現状及び課題

- ・平成13年7月「PCB廃棄物特別措置法」施行
 - ・PCB廃棄物保管事業者に平成39年3月までの処理義務発生
- ↓
- ・県内の高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所において処理することとなっており、計画的処理完了期限としてトランス・コンデンサについては平成30年度末まで、安定器等・汚染物については、平成33年度末までが定められており、処理の周知・推進が必要。
 - ・保管中のPCB廃棄物については、適正保管を指導してきており、概ね適切な保管状況。
 - ・低濃度PCB廃棄物については、国が認定する無害化処理施設等において処理（現在、全国で22施設）。低濃度PCB廃棄物については把握が十分でなく不適正な処理が行われる懸念があるため、その把握、周知が必要。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「PCB対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28369>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

04 産業廃棄物最終処分場の設置に向けた取組み(環境管理事業センター支援事業)

施策

1 事業の目的

産業廃棄物最終処分場の整備を推進するため、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターに対して必要な支援を行う。

2 事業の内容

- 産業廃棄物最終処分場の建設に向けて、センターの管理運営費に対して補助
 - ・処分場安全性調査 住民理解の促進を図るために必要な経費
 - ・管理運営費 人件費、運営費等
- センターに対して技術的な支援

3 事業の現状及び課題

- 平成6年12月、県・市町村・民間が出資して、環境管理事業センターを設立し、今日まで候補地の選定、地元協議など管理型最終処分場の建設に向けて取組んできた。
- 平成18年秋から、センターは新たな候補地において、民間事業者と事業提携する方式での処分場建設を目指し協議を行ってきた。
- 平成20年5月、センターは新たな管理型最終処分場の候補地を公表、民間事業者は事業計画づくりに着手し、平成24年2月、民間事業者を事業主体とし、センターが公共関与する事業提携方式で処分場を整備する方針を決定、公表した。
- 平成27年3月には、地元の意見を踏まえ、より安全・安心な処分場設置を目指し、公益財団法人であるセンターを運営主体とした整備方針に変更した。
- センターは、産業廃棄物最終処分場の早期確保に向けて、引き続き地元理解が得られるよう、意見、疑問に対し丁寧に対応していく必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 電話0857-26-7681

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

05 農業用廃棄物適正処理の推進

施策

1 事業の目的

農業用使用済プラスチックの不法投棄や野焼きを防止するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく適正処理を周知するとともに、使用済プラスチックの仕分けによりリサイクル向けの回収を推進する。

2 事業の内容

- (1) インターネットによる普及啓発
- (2) 処理状況調査の実施

3 事業の現状及び課題

リサイクル率 60.3%(平成26年)

連絡先

農林水産部 農業振興戦略監 生産振興課 生産環境担当 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより
「有機農産物・特別栽培農産物に関すること、農薬の適正使用に関すること」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

06 畜産農家環境保全指導事業

施策

1 事業の目的

畜産農家における家畜排せつ物の適正管理の監視・指導による問題発生への低減と、家畜排せつ物の有効利用及び利用促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 農場からの相談または発生した苦情に対する一般指導の実施
- (2) 常習的または悪質な不適正管理の場合の法的措置
- (3) 水質検査及び臭気検査の実施と検査結果に基づく指導の実施
- (4) 環境保全に関する取り組みを推進するための協議会の開催と研修参加等による情報収集及び提供

3 事業の現状及び課題

- ・畜産農家における苦情発生件数は暫減傾向(平成25年7月～平成26年6月の発生件数9件)
- ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく勧告、改善命令等の事例は平成26年度はなし(2月末現在)(全て一般指導の対象)
- ・毎年度県内十数カ所を目的に畜産関係施設周辺の排水の水質検査及び臭気検査を実施(平成26年度:水質検査10カ所、臭気検査14カ所)
- ・関係機関との調整会議を例年1～2回程度開催(平成26年度は1回開催)

(課題)

- ・苦情発生の原因となっている畜産関係施設は特定の施設に固定化の傾向。特に臭気問題の改善が困難なケースがある。

連絡先

農林水産部 農業振興戦略監畜産課 衛生環境担当 電話0857-26-7287

参考URL

鳥取県畜産課のwebサイトより
「家畜排せつ物法の概要」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38447>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

07 産業廃棄物処理施設紛争予防事業

施策

1 事業の目的

廃棄物処理施設の設置に関する紛争の発生を防ぐため、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づき、紛争発生時の意見調整等を行う。

2 事業の内容

- (1) 条例に基づく事業者等への指導・助言
必要に応じ、学識経験者等から意見聴取を実施。
- (2) 紛争発生時の意見調整
知事が主催する会議において、事業者及び関係住民の理解促進、紛争解決を図る
- (3) 廃棄物審議会における調査審議
意見調整結果等の審議

3 事業の現状及び課題

- (1) 手続状況(平成26年3月31日時点)

平成20年度開始	9件(未了0件)	うち、意見調整に至ったもの0件
平成21年度開始	9件(未了1件)	うち、意見調整に至ったもの1件
平成22年度開始	9件(未了0件)	うち、意見調整に至ったもの0件
平成23年度開始	6件(未了4件)	うち、意見調整に至ったもの0件
平成24年度開始	5件(未了1件)	うち、意見調整に至ったもの0件
平成25年度開始	5件(未了2件)	うち、意見調整に至ったもの0件
平成26年度開始	5件(未了3件)	うち、意見調整に至ったもの0件

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=29336>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

08 廃棄物不法投棄対策強化事業

施策

1 事業の目的

産業廃棄物等の不法投棄・不適正処理事案に対して、迅速な現場対応や的確な撤去処理の実施のための体制整備、行政と各種関係機関・県民との連携を通じた取り組みによる不法投棄の解決及び未然防止を推進する。

2 事業の内容

(1) 本庁への警察官、各事務所への警察官OBの配置

平成12年から、生活環境部循環型社会推進課に不法投棄担当官として警察官1名、東部・中部・西部の各事務所に廃棄物適正処理推進指導員として警察官OBを各1名ずつ配置して、不法投棄対策を推進。

(2) 不法投棄24時間監視カメラと無人警報装置の設置

県内の不法投棄多発地帯に移動式監視カメラ7台を設置するとともに、県内全市町村に固定式監視カメラ等計25機を設置し、監視体制を強化。

(3) 普及・啓発活動

- ・警察、自治体、地域住民、産業廃棄物協会等との合同パトロール・不法投棄物撤去活動等を実施。
- ・隣県自治体、県警などと合同の車両検問や合同パトロールを実施。
- ・県警との合同スカイパトロール及び海上保安庁との合同シーパトロールを実施。
- ・民間団体との不法投棄通報協定の締結による監視体制の強化
- ・不法投棄防止啓発用マグネットシート等を車両に貼付しての啓発活動を実施

(4) 各種媒体を活用した広報の実施

- ・県政だより等による広報活動の実施

3 事業の現状及び課題

- 不法投棄の発見件数は、平成20年度以降減少傾向、平成25年度は半減している。
- 投棄された廃棄物は、生活ごみ等の一般廃棄物のポイ捨てが約9割を占めており、住民個々のモラルの低下が危惧される。
- 不法投棄対策を効果的に実施していくため、重点警戒箇所の見直しを図り、市町村や関係機関などパトロールするなど連携を一層強めていく必要がある。
- 人の目が常時届かない山間部では、今後も、市町村独自の監視カメラの設置を要請するとともに、県も高度な監視カメラの導入を行い、不法投棄撲滅に向けて有効に活用していく必要がある。
- 広域的な不法投棄通報・監視活動をより推進するため、「不法投棄の情報提供に関する覚書」を締結している民間団体との連携の充実を図っていく必要がある。
- 県民に対し不法投棄の防止や排出ルール等の啓発を図るため市町村や関係機関と連携しながら効果的な広報を実施する。
- 不法投棄や不用品回収業者による不適正処理の撲滅に向けて、先進事例等を踏まえながら対策強化について検討する必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

09 不法投棄廃棄物処理事業

施策

1 事業の目的

私有地に不法投棄された産業廃棄物を市町村の協力を得て迅速かつ適正に処理するとともに、個別の不法投棄事案について検討会議を行い、事案の早期処理及び環境の保全を図る。

2 事業の内容

(1) 廃棄物処理事業

私有地に不法投棄された投棄者不明の産業廃棄物等の処理を行う市町村に対し、処理経費を支援する。(補助率:2分の1)

(2) 不法投棄対応等検討会議

不法投棄等の個別事案について、廃棄物の処理、行政処分等について検討するため、検討会議を開催し、事案の早期処理を実現する。

3 事業の現状及び課題

- 近年、大規模な不法投棄事案が発生し、事案も悪質・複雑化しており、個々具体的な事案に即応した法律判断や警察との連携が必要とされる。
- 不法投棄事案処理にあたっては、生活環境への影響を最小限に留めるため、早期に事実を認定して行政処分を実施するとともに、第二第三の不法投棄を抑止するため迅速な原状回復及び事案の拡大防止を図る必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

10 廃棄物・循環資源のリスク管理のための新規試験法の開発

施策

1 事業の目的

廃棄物及び再生製品等の循環資源に含まれる重金属の適正な管理を進めることを目的として、簡易試験法等の開発を行う。

2 事業の内容

- (1) 製造施設、処分場等の現場における日常的な廃棄物・再生材等の品質管理に利用することを目的とした、簡易な溶出試験法の確立
- (2) 長期的なリスク評価を目的とした、再生製品の新規の安全性評価法(アベイラビリティ試験法)の確立

3 事業の現状及び課題

産業廃棄物、廃棄物再生材、焼却灰の安全性の判定には溶出試験が用いられる。しかし、公定法による検査は、時間と高度な技術が必要であり、現場検査として用いるには課題がある。また、廃棄物再生材の安心・安全を確保し、利用促進を図る上で、より長期的なリスク評価の必要性も指摘されている。そこで、迅速溶出試験法の開発等を進める。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイト:<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

11 環境美化対策事業

施策

1 事業の目的

県内各地で空き缶、たばこの吸い殻等のポイ捨て禁止の呼びかけや清掃活動等の取組が行われているものの、依然としてごみのポイ捨ては後を絶たない状況にある。ごみのポイ捨ては、基本的に個人のモラルに関わる部分であるため、環境美化に対する一層の意識向上を図るための持続的かつ効果的な普及啓発を実施する。

2 事業の内容

(1) 環境美化キャンペーン

鳥取県環境美化の促進に関する条例に基づく「環境美化推進月間」(9月及び10月)中に開催される各種イベント会場等で啓発活動を実施する。

(2) 環境美化の促進について広報

広告誌や広告塔等の媒体を活用して啓発を実施するとともに、市町村の美化活動の紹介などにより県民への参加の呼びかけを行う。

3 事業の現状及び課題

○各市町村においても美化活動が盛んに行われ、環境美化に対する意識も年々向上していると考えられる。しかし、空き缶等のポイ捨ての不適正処理が依然として残っている。

○引き続き県民等へ環境美化について啓発していくとともに、市町村に対しては美化活動及び独自条例制定の働きかけをしていく必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「県内の環境美化活動の推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27156>

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

12 クリーンアップin加茂川

施策

1 事業の目的

河川直接浄化対策の一つとして、スーパーボランティア「加茂川まつり実行委員会」が実施する旧加茂川の水草刈り、ごみ拾い等の環境美化活動を県も連携して実施する。

2 事業の内容

- 清掃活動で川から陸揚げされた水草の処分(堆肥等へ再資源化)について県が支援する。
- 清掃活動区間外の上流域は県が水草刈りを実施する。

3 事業の現状及び課題

毎年7月に清掃活動は実施され、地元商店街、周辺自治会、一般ボランティアを含め100名を超える多くの方々にご参加いただいている。しかしながら、現在の賑わいが今後継続するのか未知数で、環境美化活動へ参加してもらい機運を高めていく必要がある。

連絡先

鳥取県西部総合事務所米子県土整備局維持管理課 電話0859-31-9711

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

13 海岸漂着ごみ等処理事業

施策

1 事業の目的

県内の海岸における漂着ごみ等を迅速かつ適正に処理することにより、海岸の景観や環境の保全を図る。

2 事業の内容

海岸管理者が実施主体となって、関係市町村等と連携し、公共海岸等の海岸漂着ごみ等の回収・処理、発生抑制対策(啓発や漂着物調査)に取り組む。

3 事業の現状及び課題

(1) 海岸漂着物等処理法の成立

○平成21年7月15日に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の推進に関する法律」(海岸漂着物等処理法)が施行。

当該法では、海岸管理者等が海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることを明記。



海岸管理者としての処理責任の明確化。

(海岸管理者)…海岸法又は他の法令により海岸の土地を管理する者

区分	海岸管理者	海岸漂着物処理者(実施主体)	
		改正前	改正後 (平成21年7月～)
公共海岸	県	市町村	県
その他	土地所有 市町村	市町村	土地所有 市町村

(2) その他

平成27年度は、環境省の「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)」を活用し、事業を実施する。

また、いかに発生抑制を図るか、どのように地元市町村等とより密な連携を図っていくか等の検討を行っていく必要がある。

連絡先

県土整備部 河川課 管理担当 電話 0857-26-7377
空港港湾課 電話 0857-26-7348

参考URL

鳥取県河川課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143>

鳥取県空港港湾のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28145>